

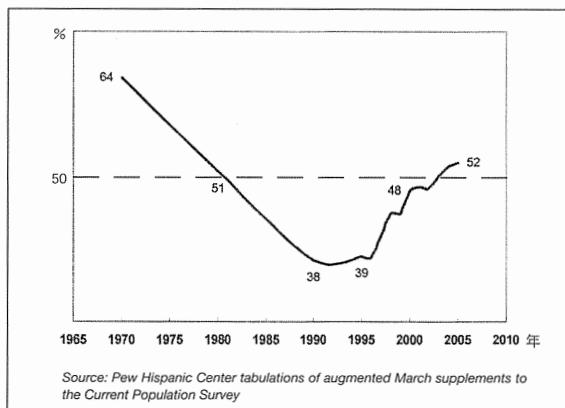
米国におけるラテン系二重国籍者の政治意識・政治行動： コロンビア系とエルサルバドル系の比較の試み

中川正紀

はじめに

2005年、アメリカ合衆国に在住する「帰化」市民の全体数は1980年以来最多の1,280万人に達し、その後も「記録更新」を続けていると見られる。Pew Hispanic Center上級準研究員のJ. P. Passelの報告によれば、これは、「合法」移民（永住権保持者）数の増加と「帰化」適格者が米国市民権を申請する可能性の高まりとが合わさった結果であるという。また、年毎の「帰化」者数の平均も、1970年代には15万人に満たなかったのが1990年代半ば以降は65万人を超えるまでになった。それとともに、「非合法」移民を含めた外国生まれ全体に占める「帰化」者総数の割合も増加し、1995年時点では「帰化」市民が全体の30%、「合法」非市民が47%、そして「非合法」移民が20%であったのが、10年後の2005年

表1 外国生まれ人口（「非合法」移民を除く）全体に占める
「帰化」市民の割合（%）の変化、1970－2005年



（出所）Passel, p.1, Figure 1 より抜粋。

にはそれぞれ、35%、33%、31%となっていたのである⁽¹⁾。

このように、「合法」移民が「帰化」する率がひと頃よりも高くなっているだけではなく、入国から「帰化」までの期間も短くなっている⁽²⁾。また、1995年から2005年の10年間に「帰化」人口の内訳もその中心がヨーロッパ出身者、カナダ出身者からラテンアメリカ出身者、南・東アジア出身者へと移行し、特にこの時期に新たに「帰化」した中南米系移民は240万近くにのぼり、2005年時点の中南米系「帰化」者総数約440万は1995年時点の約202万の倍以上となっていた⁽³⁾。

以上のように、米国において1990年代半ばから中南米系を中心とした「合法」移民が米国への「帰化」の動きを強めてきたのは一体なぜなのであろうか。このことに関連して、J. S. Passelは「今日の『合法』移民は10年前、20年前と比べ、米国に対してより密接な関係に入りつつあることは明らかだ」⁽⁴⁾と述べているが、その理由は何なのであろう。また、ここでいう「より密接な関係」というのは実際、いかなる関係を意味するのであろうか。

本稿では、このような「合法」移民の「帰化」傾向の諸要因を考察し、その要因の一つと考えられる本国での二重国籍の法的容認によって生まれた二重国籍者の政治意識と政治行動に注目する。その際、これまで研究者による実態調査が比較的進んでいる在米コロンビア系を主たる対象とした調査分析データを参考にしながら、筆者が共同研究として計画する在米エルサルバドル系の政治意識・政治行動に関する調査の方向性を探っていきたい。

1. 1990年代の中南米諸国における二重国籍の法的容認に向けた動き

現在、ラテンアメリカ地域で二重国籍を認める国は10を超えるまでになっている。そのうち、スペイン語圏・ポルトガル語圏では1997年時点できょうど10か国であった⁽⁵⁾。以下では、その10か国に限定して見ていくことにする。

(1)スペイン語圏・ポルトガル語圏のラテンアメリカ諸国における二重国籍容認の動きの歴史的背景

1991年以前は、ウルグアイ（1919年制定）、パナマ（1972年制定）、ペルー（1980年制定）、そしてエルサルバドル（1983年制定）の4か国のみが二重国籍を容認

していた。筆者が本稿執筆時点で計画中の共同研究では在米エルサルバドル系を対象に現地でアンケートを実施する関係で、まずは本国エルサルバドルでの二重国籍の法的容認について見ておきたい。エルサルバドルでは、10余年に及ぶことになる内戦状態に入って間もない1983年に現憲法が制定され、その時、二重国籍を容認する条項が設けられた。結局、戦火による大量の難民の国外流出によって、内戦終了までに同国人口の約10%が在外国民になっていたわけであるが⁽⁶⁾、その後も対米移民の流れは続いている。

これとは別に、1991年から1997年にかけてさらに次の6か国が二重国籍認定国に加わった。コロンビア（1991年）、ドミニカ共和国（1994年）、コスタリカ（1995年）、エクアドル（1995年）、ブラジル（1996年）、そしてメキシコ（1997年）である⁽⁷⁾。

ここで、1990年以前に容認したエルサルバドルを含む4か国を「先発採用諸国」、1990年代に容認したコロンビアを含む6か国を「後発採用諸国」と称して区別すると、前者はいずれも、在外移民コミュニティからの団結した圧力がほとんどないまま、むしろ国内からの要請により二重国籍を法的に容認した度合が大きい。この制定の仕方を、政治学者のJones-Correaの用法にしたがい、「トップ・ダウン方式」と呼ぶことにする。これに対し、「後発採用諸国」はまず二つに分けられ、コスタリカとブラジルは国内からの要請による制定、つまり「トップ・ダウン方式」であったのに対し、他の4か国は在外国民からの要請という政治的压力があつて法的認定に至っている（「ボトム・アップ方式」）⁽⁸⁾。

1990年代半ばからの米国での市民権取得者の増加の要因を考える上では、ここでいう「ボトム・アップ方式」における在外移民からの二重国籍容認に向けた要請の理由が重要なカギとなってくる。そこで、「ボトム・アップ方式」で1991年に二重国籍法を制定したコロンビアの場合を次に見てみよう。

（2）コロンビアにおける二重国籍の法的容認の経緯

Jones-Correaによれば、本国政府に二重国籍の法的承認を求めて国境を超えた草の根運動がコロンビア系移民によって開始されたのは、1987年のことであった。ニューヨーク市やマイアミ市などに居住する移民たちが特別委員会を結成し、国家憲法制定・改正会議（the National Constituent Assembly: メンバーが一般投票

で選ばれた、国家憲法の改正を担う機関）に提出すべき草案の作成に当たった。NY市の自由党（the Liberal Party）の移民指導者たちが率いる、この特別委員会は、複数政党の連立によって形成されていた。そこには、一部のゲリラ組織の代表も含まれていたという。結局、1991年に本国憲法は修正され、それによって在外コロンビア人に、(i)コロンビア人としての諸権利を失わずに、他国の市民となること（二重国籍の承認）、(ii)国外から自分たちを代表するコロンビア国会議員一名を選出すること、および(iii)コロンビア本国の大統領選挙に直接投票すること⁽⁹⁾、が許可されたのである⁽¹⁰⁾。

(i)の規定を、Guarnizoらは、結果として「米国市民になる代償として元の国籍を捨てなければならないという重荷から移民たちを解放したという意味で、歴史上の分水嶺となるもの」と位置づける。しかし、このコロンビア系の二重国籍容認の獲得にまで至る運動の過程を文書で辿った社会学者 Cristina Escobarは、運動の初期における推進団体の文書には、米国政治への参加に対する移民たちの関心が見られるという。つまり、少なくとも、この二重国籍容認を求めた運動を推進した移民指導者層は、長らく米国に居住していてもコロンビア国籍を捨てない限り米国市民権は取得できず、したがって米国政治への参与は不可能なままであるという苦悩やディレンマに直面してきており、その認識が二重国籍容認運動の重要な原動力のひとつとなったと考えられるのである⁽¹¹⁾。

次に、(ii)は、具体的には、国土外の全ての諸国を包括する地球規模の国外選挙区を一区設けることにより、本国の国会に在外コロンビア人が上院議員として政治的代表を出す権利を認めたということである。Escobarによれば、当時そしておそらく現在でも、在外国民に国会の一議席を提供するコロンビアの事例は、ラテンアメリカ諸国の中でも極めて異例であるという。さらに、1997年12月には、在外コロンビア人が本国内の自らの出身地域にある選挙区の議員候補者に対して国外から投票できることがコロンビア議会で承認された。こうした在外国民への選挙権の拡大は、1990年代当時の本国有権者の選挙棄権率が著しく高かったことを考慮すると、なおさら価値のあるものであったといえよう。加えて、コロンビア政府は史上初めて、在外国民の様々な必要に取り組む諸政策（例えば、1996年の「みんなのためのコロンビア」プログラム）の実行に着手しつつあった⁽¹²⁾。

それにしても、なぜ以上のようにいとも簡単に在外コロンビア人の政治的要

が本国政府に受け入れられ、さらにかれらの要求以上のものが本国政府によってかなえられるようになったのであろうか。

まず第一に、毎年、在外移民たちが本国の親族に対して支払う何億ドルもの送金⁽¹³⁾が地元経済を左右するほどの影響力を持ち、それがひいては本国の政党や議員たちから様々な譲歩を引き出すほどの政治的力になりうるからである。その後、在米コロンビア系による政治的要求の実現は、他のラテンアメリカ諸国出身者にも刺激を与え、特にあとに続くエクアドル系、ドミニカ系の同様の成功を導いた。かれらは、居住地アメリカ合衆国では常にあるいはいまだに持っているとは限らない程度の政治的影響力を、本国に対しては十二分に發揮することができたのである⁽¹⁴⁾。米国では持ちえない政治的力を本国政府に対して行使することにより、逆に米国での政治力の獲得を図ろうとしたといえよう。

第二に、在外コロンビア系移民に対するコロンビア本国側の政府や支配階層の姿勢の変化も理由として指摘できる。これについては、Guarnizo and Diaz が研究目的で 1996 年にインタビューした某コロンビア大統領顧問官の発言内容をあげておきたい。その人物によれば、「ヒトの移動は、麻薬密輸と環境悪化とともに、コロンビア政府にとってこの先数十年間にわたる最も差し迫った課題の一つとなっている。この新たな関心事は、新しい国際政治経済、特に米国との関係における国の立場を変えようとするコロンビアの国家としての試みとなっている。今や、移民は、国際通貨と（外国で訓練を受けた人材という形での）技術革新の重要な源泉としてだけではなく、米国政府よりも『本国国家の』利益の方を擁護してくれる可能性のある存在として、認識されている」。こうした移民の「能力」を強化する目的で、先にあげた一連の改正や政策プログラムをコロンビア国家は導入してきた、というのである⁽¹⁵⁾。

コロンビアは、ラテンアメリカ地域でメキシコ、ブラジルに次ぐ最多人口を誇る国である。後述するように、当時の人口の約 8 % (1999 年) が在外国民となっていた状況から⁽¹⁶⁾、かれらを有効に「利用」する、あるいは本国に「引きとめておく」手段のために本国政府の側に譲歩が図られたことは無理からぬことであろう。

しかしながら、そもそもなぜコロンビア系をはじめとする数か国（「後発採用諸国」）出身者たちは 1990 年代初めという時期に二重国籍を求める動きを起こし

たのであろうか。前述のような世界政治経済における移民出身国の位置づけの変更という本国側の利益だけでは説明しきれない部分もあるのではないだろうか。複数の出身国のラティーノがほぼ同時期に二重国籍の承認を各本国に求め、またその後米国への「帰化」の動きが盛んになっていくからには、各本国独自の事情だけではなく、米国における移民の抱える問題も何らかの形で関係しているのではないだろうか。それにしても、そもそも、なぜこの時期に起こった二重国籍の承認を求める運動の参加者たちに米国政治への参加の欲求が強かったのであろうか。

今度は米国側の事情に目を向けて二重国籍の法的容認を求める動きと米国への「帰化」に向かう動きの諸要因について、以下で考察していきたい。

2. コロンビア系移民の概説史と近年の「帰化」への動き

(1)コロンビア系移民の歴史的概観

コロンビアからの対米移民の流れは、最初は小規模ながらも第二次世界大戦をきっかけに始まり、1960年代末から70年代にかけても続いた。さらに、80年代には、本国での政治・経済的問題によって流れの規模は増大した。初期の頃の移民の大半は経済的向上を求めた中産階層・労働者階層であったが、1990年代後半には本国での政治・経済危機の深刻化により、流れの規模はかなり拡大し、また、階層的には中産階層の上・中位層の移民が増加した⁽¹⁷⁾。結果として、90年代末において約3,700万の本国人口の約8%にあたる約300万人が少なくとも国外（数の順で、米国、ベネズエラ、エクアドルその他）に在住し、その意味で、ドミニカやエルサルバドルに並ぶ移民流出率の高い国であった⁽¹⁸⁾。しかしながら、20世紀末の在米コロンビア系人口については、2000年の米国国勢調査結果データでは50万、そして1997年のコロンビア領事館による人口調査の推計データでは140万となっていて、両者の間にはかなりの開きがあった⁽¹⁹⁾。

コロンビア系の特徴として、米国の他の主なラテン系移民集団に比して全米での分散度の高いことが挙げられる。1990年米国商務省のデータでは、全体の28%がニューヨーク州に、22%がフロリダ州に、14%がニュージャージー州に、11%がカリフォルニア州に、そして4%がテキサス州に在住していた。また、社会経済的には、ラテン系移民一般とは異なり、主流アメリカ人や富裕なキューバ

系により近いことである⁽²⁰⁾。

そして、何よりも特徴的なのが、Guarnizo らが指摘するように、麻薬密輸との関連であろう。1980 年代頃から、急速に活動範囲を拡大するコロンビアの麻薬密輸業者の牛耳る国際的な麻薬取引が、同国にとって重要な外貨の獲得源であると同時に社会的混乱の原因となってきた。その関わりの程度は、世界的に〈コロンビア人=国際的な麻薬取引業者〉とイメージされるほどであった、と Guarnizo らは述べている。さらに、Guarnizo らは、そのイメージの妥当性については不確かとしながらも、「こうしたイメージが在米コロンビア系移民一般に多大な影響を及ぼしている」と続ける。そうした「烙印」の結果、コロンビア系移民社会は集団的には團結ではなく分裂に向かい、アメリカ社会一般のかれらへの不信感も増幅された。例えば、ロサンゼルスに移民してきたばかりの中年のコロンビア人によれば、「自分がコロンビア人だと言えば、人はすぐに麻薬と結びつけてしまう」らしい。商売関係では特に、こうした顧客からの不信感は重大である。そのため、コロンビア系であることをかえって伏せて事業を行っている者もいるという。また、コロンビア系同士の間でも不信感から互いに関係を避けたがる傾向が強いという。さらに、これに拍車をかけたのがマスメディアによる報道のあり方であり、コロンビアに関することとしては暴力や汚職など麻薬関連の問題ばかりを取り上げることで広範にこのステレオタイプが再生されることとなった。しかしながら、以上のような移民社会の分裂がかれらのアメリカ社会への同化を促したわけでもかれらに本国との紐帯を断ち切らしてしまうわけでもなく、逆に「トランサンショナルな結びつきは残存し、さらに多方面における複雑に入り組んだ関係性が形成されていくことに」なったのである⁽²¹⁾。このような本国との密接な関係に変化がほとんど生じなかったことで、逆にコロンビア系たちは二重国籍の容認を求めて本国政府への働きかけを強めていくことが可能となったのである。

(2)米国における「合法」移民の「帰化」志向の諸要因

では、次にアメリカ合衆国の側で「合法」移民に米国市民への「帰化」を促したと考えられる諸要因について、歴史的な経過をたどりながら概観してみよう。

米国では、1960 年代のリベラルな政治的風潮のなかで、民族的・人種的・言

語的マイノリティを支援し、その権利を擁護しようとする動きが活発化した結果、先駆的な措置となる二言語教育法（1968年）が制定された。また、1975年投票権法によって、二言語による投票が認められ、非英語使用者にも実質的な投票権が拡大した。こうした一連の措置の代表的な対象者となるラテン系やアジア系の人口は、1965年移民法の施行（1968年）によるラテンアメリカやアジアからの移民の大量流入に伴って、急増していくこととなる⁽²²⁾。

しかし、これに対するバックラッシュと見られる現象が顕在化するのが、「強いアメリカの復権」を旗印に掲げたレーガン政権に象徴される1980年代であった。この時期、特に保守派から国家の分裂を促すと見なされた英語以外の言語の使用や二言語教育に反対し、国家の統一を図るために英語の地位を「向上」させることが、愛国主義と関連させて論じられるようになった。その具現化したものが「イングリッシュ・オンリー運動」であり、それに連動した州レベルでの法律による英語公用語化の進展であった。1980年以前に英語を公用語と決定していた州はネブラスカなど3州であったが、80年代に同様の決定をした州は実に13州にのぼった。この中で特に衝撃的であったのが、古くから移民の定住先の一つとなってきたカリフォルニア州での住民投票において86年に一般投票者数の73%の支持率で英語公用語化が可決されたことであったといえよう⁽²³⁾。

さらに、この動きに歩調を合わせるかのように、1988年4月に1965年移民法の中の家族・親族優先条項を制限し、職能技術に加え英語能力による移民選別を優先しようとする法案がエドワード・M・ケネディ等によって連邦議会に提出され、上院において大差で可決されたという⁽²⁴⁾。これは、伝統的に職能技術者優先条項よりも家族・親族優先条項の方を頼りに入国资格を認められてきた、大半が非英語圏であるラテンアメリカからの潜在的移民を直撃するものといえた。これが法律として結局成立することはなかったわけであるが、以上のような反バイリンガルの風潮が当時の米国各地に席卷していたことは否めない。

こうした1980年代、特に86年のカリフォルニア州での反バイリンガル法案の可決がコロンビア系をはじめとするラテン系移民たちに大きな衝撃となったことは確実であろうし、「合法」移民の身分であるがゆえに米国政治への参加が制限され、それゆえにこの事例のように自分たちにとって不利な決定が「無制限」になされていく可能性に対する不満と不安を覚えたことであろう。

そして、1990年代に入り、こうした「反移民」の風潮は、89年の「冷戦の終結」によって生じた政治的争点の空白を補うものとしてさらに激化する。なかでも、94年にカリフォルニア州で住民投票によって「提案第187号」が可決されたことは、「非合法」移民を親族・友人・知人などに持つ可能性の高いラテン系「合法」移民にとっても同様に衝撃的であったことであろう。この住民提案は、公的サービス、緊急時以外の医療サービス、および公教育を、「非合法」移民あるいはその子弟が無料で受けるのを禁止することを定めていた。しかし、法制化が決定されたにもかかわらず、98年には連邦裁判所においてこの規定は違憲判決を受けることになる。ただ、当時、全米の「非合法」移民の推計43%を抱えるとされるカリフォルニア州が連邦政府に対して「非合法」移民問題の早期解決を迫る意味合いが「第187号」の提案と可決に込められていたと考えられる点では、大きな成果を上げたといえる。次に見るように、連邦レベルで1996年移民改正法が制定されたのは、この地方からの「圧力」が重要なきっかけとなったと考えられるからである⁽²⁵⁾。

1996年、連邦議会は3つの移民に関する主要な法律を制定した。ひとつは、「個人責任・就労機会調整法」(the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, PRWORA) という福祉法であるが、その規定の中で移民に関連する部分のみを以下で扱う。同法は、「非合法」移民が連邦の公的給付金計画の多くを利用できなくさせ、一方、永住権保持の「合法」移民には社会保障計画や食料品割引切符制度への参加を禁止し、新来の非市民にはAFDC（児童扶養世帯補助）などの収入調査に基づいた給付金計画の利用を禁止するものであった。「移民は国民の幸福に資するものであり、納税者の負担になってはならない」という前提のもと、たとえ永住権を保持する移民であろうとも非市民でいる限り、社会的サービスの対象外とされたのである。この福祉カットによって節約されるはずの年間何百億ドルは、「当時の連邦議会に蔓延する財政抑制の風潮の中では価値のあるものといえた」のであった⁽²⁶⁾。

二つめの法律は、「『非合法』移民諸改革および移民責任法」(the Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act, IIRIRA) であり、「非合法」移民を減らす対策として、国境警備隊を増員し、また雇用にあたり被雇用者の身分を雇用者が照合するための試験的な電話照合事業を導入することが意図されて

いた。また、将来の移民の福祉依存を防ぐために移民の保証人に求められる収入のレベルを引き上げることも定められていた⁽²⁷⁾。

三つめは、「反テロリズム・効果的死刑法」(the Anti-terrorism and Effective Death Penalty Act, AEDPA)で、これは1993年の世界貿易センタービル爆破事件を受けて制定され、米国で犯した犯罪によって有罪が確定した外国人を保釈金なしに拘留し、さらに服役を終えたのちに本国送還することを従来よりも容易にしたのである⁽²⁸⁾。

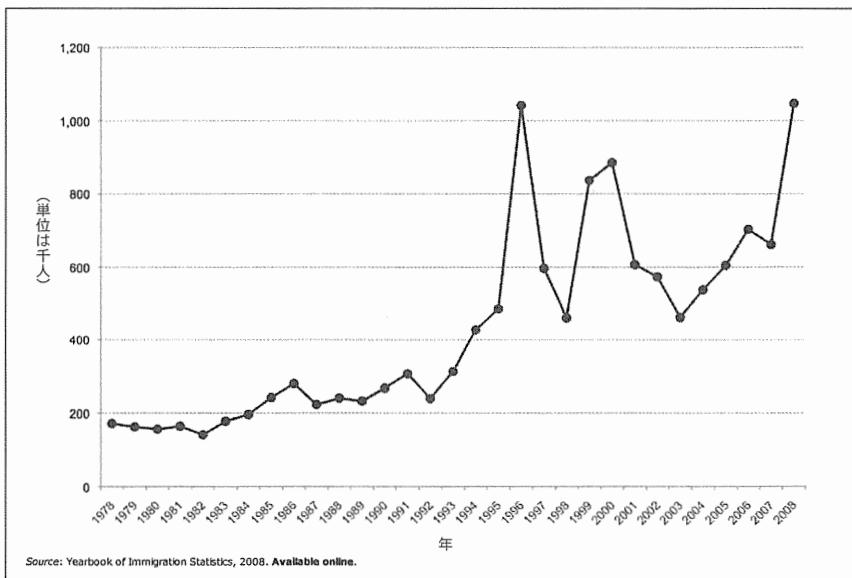
以上のような移民対策を包含した、あるいはそれを狙った1996年の一連の法律は、「合法」移民と「非合法」移民の双方の入国制限を企図していたが、「非合法」移民が「合法」移民の身分になることは、恩赦的措置がない限り不可能に近いとしても、「合法」移民が非市民から市民になることは定められた要件を満たしさえすれば、十分可能なことであった。したがって、この一連の法律が、「合法」移民の「帰化」への動きを促進したと考えてさしつかえなかろう。

さらに、連邦政府に対し、「提案第187号」の可決による法制化によって間接的ながらも異議申し立てをしたカリフォルニア州は、その後、1996年に「提案第209号」(アファーマティブ・アクションの撤廃)を、98年には「提案第227号」(公教育におけるバイリンガル教育の廃止)を住民投票にかけ、移民を含んだマイノリティに対する締め付けを強化するような住民提案を可決していくのである⁽²⁹⁾。これらの州レベルの象徴的出来事が、米国全土の「合法」移民の「帰化」への行動をさらに加速化させる要因となったことは確かであろう。

(3)数字から見た諸要因の影響の考察

以上のような、アメリカ合衆国社会での連邦レベルあるいは州レベルからの移民への風当たりの強さが、「合法」移民の「帰化」の進展といかなる関係にあったのかを、今度は、「帰化」市民数の増減の変化をグラフで追いかけて考えていくたい。表2は、1978年から2008年にかけて新たに「帰化」して米国市民となった者の数を年毎に表したものである。ここで注意しなければならないのは、行政機関における「帰化」申請書の処理に遅れが生じたために1996年以降の毎年の新たな「帰化」者数が「帰化」申請をした者の数と必ずしも一致しておらず、ゆえに「帰化」の動向の解釈には慎重を要することである。大まかに言って、

表2 「帰化」して新たに米国市民となった年別人数



(出所) Jeanne Batalova, "Spotlight on Naturalization Trends," *Migration Information Source*, August, 2009, p.2, Figure 1 より抜粋および筆者が加筆修正。

1992年あたりから新「帰化」者数は明らかに上昇傾向に転じ、96年にピークに達したのちは、上下変動が多少見られるものの、1992年から2008年にかけて大まかにゆるやかな上昇傾向が確認できよう。一方、冒頭にあげた表1は1970年から2005年にかけての「合法」永住者全体に占める「帰化」市民の割合の変遷を表している。表1からは、表2よりもずっと顕著に、1990年代初めからの微増傾向から一転して、1996年以降はその割合が急増している様子が読みとれる。

今見たように、1996年が増減の傾向が変化する境目ととらえられ、先述の1996年の移民関連の法律の制定が大きく関係しているであろうことが推測される。しかし、「合法」移民にとって1996年が意味したことはそれだけではなかった。つまり、1996年は、「1986年移民法」(正式名称は「移民改正・管理法」であり、IRCAと略される)によって1989年から随時「合法化」を認められた者(=永住権を獲得した者)が最短で「帰化」を達成する年にちょうど相当し、そのために、

移民関連の法律の制定による影響がほとんどそのままその年の「帰化」人数に跳ね返っているとは必ずしも言えなくなってくるのである。そもそも、「1986年移民法」は、「非合法」移民の入国制限をねらった移民改正法で、簡単にいえば、「非合法」移民を雇用した者に対する罰則と、同法に定められた期間だけ米国でさかのぼって滞在し就労した「非合法」移民に対して「合法移民化」を認める恩赦という二つの大きな柱から成っている。結果として、この恩赦措置により、約300万人が「合法化」され、うち170万人が一般プログラム申請者であり、その出身国別内訳は、メキシコ69.9%、エルサルバドル8.1%、グアテマラ3.0%、コロンビア1.5%、フィリピン1.1%、ドミニカ0.9%、ニカラグア0.9%、ハイチ0.9%、などとなっていた⁽³⁰⁾。

また、相対的に小さな影響を及ぼすにとどまったが、「移民・帰化局」(INS)が1992年にグリーンカード交換プログラム、および1995年に「市民権USA」プログラムを導入したことも移民たちの「帰化」志向を招いた要因の1つとして考えられる。前者は、長期にわたって米国に滞在している永住権保持者に永住許可証を新しいタイプのものに更新するよう義務づけるものであったが、多くの移民は新許可証の申請よりも「帰化」への道を選んだという。一方、後者は「合法」移民の「帰化」を促進し、「帰化」の過程での申請書の未処理分を減らすことを目指したものであった。Jones-Correaによれば、この両者のプログラムはどちらも1994年以降の米国での移民の「帰化」の増加の理由を十分に説明するものとはならない、と多数の研究者が結論づけているという⁽³¹⁾。

(4)二重国籍の法的容認という要因

次に、二重国籍の法的容認が移民の「帰化」志向性に与えた影響について、表3の統計から考えてみよう。ここでいう「帰化率」とは、Jones-Correaが考案したもので、〈当該年度に帰化した人数〉を〈その年度から遡って7年前に入国した者の人数〉で割ったものである。7年というのは、帰化法の規定によって「永住権保持者は入国してから米国市民権を申請する資格を得るのに最短5年かかり、早くて6年目に申請し、7年目に市民権が認められるため、移民の帰化率を推計するには帰化に要する時間を7年と考えるのが妥当である〉⁽³²⁾との判断から導かれた数字である。しかし、実際には、永住権を持った「合法」入国者がす

表3 アメリカ合衆国におけるコロンビア系、エルサルバドル系、メキシコ系移民の「帰化率」の推移

アメリカ合衆国におけるエルサルバドル系移民の「帰化率」の推移		アメリカ合衆国におけるメキシコ系移民の「帰化率」の推移				
年	帰化した人数	7年前の入国者数	年	帰化した人数	7年前の入国者数	帰化率
1979	770	n/a	1979	n/a	64,040	n/a
1980	958	n/a	1980	n/a	70,141	n/a
1981	1,252	n/a	1981	n/a	71,886	n/a
1982	1,187	n/a	1982	n/a	62,205	n/a
1983	1,126	n/a	1983	n/a	57,863 (1976年)	n/a
1984	1,380	n/a	1984	n/a	44,079	n/a
1985	2,115	n/a	1985	n/a	n/a	n/a
1986	2,628	n/a	1986	n/a	n/a	n/a
1987	2,428	n/a	1987	21,989	n/a	n/a
1988	5,021	n/a	1988	22,085	n/a	n/a
1989	4,741	8,608	1989	18,520	n/a	n/a
1990	5,713	9,658	1990	17,564	n/a	n/a
1991	5,619	11,920	1991	3,053	n/a	n/a
1992	6,451	11,982	1992	2,052	n/a	n/a
1993	9,988	11,408	1993	3,038	10,929 (1986年)	0.28
1994	12,075	11,790	1994	5,643	10,593	0.53
1995	12,335	10,332	1995	13,702	12,046	1.14
1996	15,214	1,8	1996	35,478	57,878	0.61
1997	11,645	24,189	1997	18,273	80,173	0.23
1998	7,024	19,702	1998	12,267	47,351	0.26
1999	13,168	13,201	1999	22,991	26,191	0.88
2000	14,018	12,819	2000	24,073	25,818	0.90
2001	10,847	9,99	2001	13,863	17,644	0.77
2002	10,634	10,886	2002	10,716	11,744	0.91
2003	7,962	14,283	2003	8,738	17,903	0.49
2004	9,819	13,004	2004	9,602	17,966	0.53
2005	11,396	11,836	2005	12,174	14,577	0.84
2006	15,688	9,966	2006	13,430	14,681	0.92
2007	12,089	14,498	2007	17,157	22,543	0.76
2008	22,926	16,730	2008	35,796	31,089	1.15
2009	16,593	18,846	2009	18,927	31,060	0.61
2010	18,417	14,777	2010	10,943	28,231	0.37
2011	n/a	n/a	2011	n/a	29,807	n/a

(出所) *Immigration and Naturalization Service Yearbooks* および *2010 Yearbook of Immigration Statistics*, Office of Immigration Statistics, Homeland Security, より筆者作成。

べて可能な限り短い期間で米国市民権を取得する道を選ぶとは限らないので、この数字が的確に意図された目的を果たしているとは言い難いが、ある一定程度の「帰化」傾向を示すものと見なすことは可能であろう。

まず、コロンビア系の「帰化率」の推移を見てみよう。Escobar が指摘するように、1989 年から 1992 年にかけては「帰化率」が多少の上下変動を続けていたが、1991 年の本国での二重国籍の法的承認から 2 年後の 1993 年から 95 年にかけては 0.87 ~ 1.19 のレベルへと上昇していることがわかる。他の要因を考慮してもなお、二重国籍容認によるかなりの影響がこの「帰化」率の急上昇に及んでいると考えてよからう。他方、移民先国の移民への待遇をめぐる諸政策の変化が移民送り出し国の諸政策や在外国民の情勢に影響を与える場合もあり、1996 年の米国での移民改正法の制定が部分的な理由となって二重国籍を承認したメキシコ（1997 年）とブラジル（1996 年）がその典型例と見なすことができる⁽³³⁾。

次に、メキシコ系の場合、その「帰化率」は 1994 年から 95 年にかけての伸びほど 95 年から 96 年には伸びてはいないが、「帰化」した者の実数では 96 年の時点で従来よりも突出して上昇し、その後も 21 世紀に入るまで 10 万 ~ 20 万の間を推移している。「帰化率」も、二重国籍の法的承認の 2 年後の 99 年から 2002 年にかけてやや高くなっていて、特に 2000 年は 1.50 と筆者が資料でたどれる範囲において過去最高の記録であった。このことから、本国における二重国籍の法的容認が在米メキシコ系移民の「帰化」志向にプラスに働いたと言えるようであるが、前述の通り、ちょうど IRCA による「合法」移民の「帰化」する時期が 96 年から始まっているため、一概にそう断定できるかは微妙なところである。

Jones-Correa は同様に、前述のすでに在外国民に二重国籍を法的に認めているスペイン語圏・ポルトガル語圏の主なラテンアメリカ諸国において、法的認定の前の期間と後の期間での「帰化率」の平均（彼が入手できた 1965 ~ 97 年のデータのみを用いたもの）を比較し、「トップ・ダウン方式」認定の国々と「ボトム・アップ方式」認定の国々とでは、後者の方が増加幅が大きい傾向にあることを指摘している。例えば、エルサルバドル出身者では .26 から .58 の増加幅（32 %）に対し、コロンビア出身者では .34 から .91 への増加幅（57%）となっている。すなわち、在外国民からの要求に呼応して認定した国々では、在外国民に「帰化」への願望が強かったからこそ、認定のほぼ直後に「帰化」率の急増が見られたと

いうことになるわけで、きわめて当然の指摘ながら、本国における二重国籍の法的認定が「帰化」率という数字にいく分なりとも反映されていることが理解される⁽³⁴⁾。

再び、表3に戻り、今度はエルサルバドル系移民の「帰化」率の変遷を見ると、データ不足で実数からしか傾向は読みとれないが、1983年の二重国籍認定以後の85年からしばらくの間は、それ以前の2～3倍の値で推移する傾向が出ている。1990年代もその半ばから後半にかけては、「帰化」率の年度ごとの増減はあるものの、実数では一万人台から二万人台にかけての間を推移する規模にまで上昇していたことが読みとれる。

したがって、受入国としての米国の国内における対移民政策や移民問題をめぐる社会的風潮と送出国である移民出身国の在外国民に対する法的身分・権利保証のための法の整備のありようなど、いくつかの要因が複合的に作用して1990年代にラテン系を中心に移民の「帰化」志向の流れが加速化したと少なくとも言えるようである。移民に対して作用する米国側の共通要因と各出身国別の異なる事情が相まって、こうした一連の傾向を生じさせ、また、他方で、出身国の異なる移民間で多少とも異なる傾向が見られるようになってきているといえよう。

もともとラテン系移民の間には一般的に「帰化」傾向が相対的に低かったが、研究者の間では、その理由として、(i)かれらの米国への愛着が薄いからではなく、「帰化」に対する「お役所的な」障壁や社会人口統計的な妨げが存在してきたから、という立場と、(ii)むしろ本国への愛着が強いゆえに本国の国籍が捨てられないため、とする立場があった⁽³⁵⁾。しかしながら、1990年代を中心に米国と本国の移住者に対する政策とそれがもたらす移民側の行動を見てくると、移民にとって、「帰化」への行政面での障壁はあまり意味のあるものではなく、むしろ米国と本国との間でどちらを取るべきかで苦悩するという心理的障壁の方が大きかつたように考えられる。

Escobarは、二重国籍の容認が移民たちを「帰化」に向かわせただけではなく、すでにある半定期化した移民たちのトランスナショナルな政治活動が米国への移民の政治的参加に貢献するというプラスの役割により、「帰化」の促進に大きく寄与してきたことをも指摘する⁽³⁶⁾。

(5)二重国籍に対する賛成論・反対論

このような「帰化」による二重国籍者の増加傾向の実態と今後も増加し続ける可能性に伴い、二重国籍という法的身分がもたらす移民受入国と送出し国双方にとっての利益・不利益、および移民の側にとっての利益・不利益を考えることは、二重国籍者をめぐる今後を予測する上で重要となろう。

表4は、Jones-Correa がインタビューを通じて得た、二重国籍がもたらすであろう利益・不利益に関する意見を、移民、送出国、および受入国の立場で整理したものである。まとめいえば、移民と送出し国は二重国籍に相対的に賛成の立場であるのに対し、受入国の利益は賛否両論あるようである⁽³⁷⁾。

Escobar は、かつての移民と違って今日の移民はトランサンショナル的色彩が強いため、そうした観点から移民を捉えることの重要性を説く。かのじょのいう広義の意味での「トランサンショナルな行為」とは、「移民先と出身国を繋ぎ、移民先の国に定住しながら二国間を行き来する者たちの生活に影響を与えるだけでなく、全く移動しない者たちの生活にも影響を及ぼす政治的・経済的・文化的・社会的ネットワークの総体」のことである。「二重国籍を、グローバリゼーション時代における移住過程の性格の変化の自然な成り行き」と捉えようとする立場

表4 二重国籍：国家と移民にとっての利益・不利益

二重国籍は・・・	賛成意見	反対意見
移民にとって	<ul style="list-style-type: none"> ・二か国以上の国民としての権利を獲得する。 ・複数の国への帰属と忠誠が認定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二か国以上の国民としての義務を負う。
送出し国にとって	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的発展を促進する。 ・送金を促進する。 ・受入国で送出し国に同調的なロビー活動を開拓する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内政治において移民の過度の影響力を許容する。
受入国にとって	<ul style="list-style-type: none"> ・外交政策の目標を支持する。 ・移民の「帰化」を促進する。 ・国境を超えた忠誠という現実を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の忠誠心を分裂させる。 ・移民の市民権取得を遅らせる。 ・市民権の価値を下げる。

(出所) Jones-Correa, p.35, Table 3, より筆者作成。

は、「たとえ複数の国籍を持っていても、現代世界においては、所属する民主国家に対して必要な程度の忠誠や参加が当然可能である」とし、二重国籍者が増加すれば、多様な政治的アイデンティティを調整する形の市民権を結果として容認することになる、と考える。所属・文化・ネットワークの面で本国との関係を保ちながら、ホスト社会である米国にまずは「帰化」したうえで米国政治に関わっていくという形態の「トランサンショナルな同化」(transnational assimilation) を二重国籍者は実践していることになるというのである⁽³⁸⁾。

こうした二重国籍者の肯定的な特徴を、Escobar はコロンビア系へのインタビュー調査を通じて導き出している。同調査はインタビューという一件ごとにかなりの時間を要する性格のものであるだけに、全体の対象者は少なく、以下の通りであった。在米コロンビア系の地域リーダー（ニューヨーク市、ニュージャージー州北部）が 30 名、NJ 在住のコロンビア系移民が 35 名、そしてコロンビア本国の移民送り出し地域(コーヒー生産地)の住民が 37 名であった。調査結果から、次のようなことが言えるという。ラテン系以外にも見られる一般的な傾向、すなわち「滞米期間が長く、安定化し、経済状況が良くなるほど、それだけ政治参加への関心は高まる」という傾向が確認された。しかも、「文化的変容が進めば進むほど、トランサンショナル的な態度が見られなくなる」という伝統的な同化主義者の見方とは裏腹に、米国政治への参加に関心の強い人々が、トランサンショナルな市民活動にも大きく関わっていた、という。そして、Guarnizo et al. (2003) のコロンビア系、ドミニカ系、およびエルサルバドル系を対象とした調査の結果、すなわち、「米国での居住期間が長く、たとえ米国国籍を取得したとしても、本国政治への関心や関与の度合いは減ることはなく、逆に増える」という結果と同じであったことで、ホスト社会への同化とトランサンショナルな関与は互いに排他的な慣行ではないということがさらに証明されたというのである。また、本国での政治参加のかつての経験が、米国政治への参加にもプラスに働く、というコロンビア系に限った特徴も、Escobar と Guarnizo et al. (2003) の調査結果において共通に見られたという。しかしながら、のちに見るように、両者の言う「本国政治への関与」とは、必ずしも本国での選挙における投票行動を指すわけではない⁽³⁹⁾。

この Escobar の調査結果にヒントを得て、筆者も 2010 年 8 ~ 9 月にロサンゼ

ルスで実施したエルサルバドル系のアンケート調査結果を用いて同様の分析を試みた。分析結果は表5の通りである。ここから言えることは、以下のことである。

- ・「市民」の大半は、グループ(i)に属し、両国の政治に関心を示す。
- ・別の回答データより、「市民」の中でも少数派に位置づけられる3名のうち、1名は渡米年齢が4歳、もう1名は渡米年齢が13歳と、いずれも未成年であり、この2名に関しては本国での選挙政治の経験のなさが本国政治への関心のなさに影響していると説明できる。
- ・法的身分が「市民」に最も近い永住権取得者については、「市民」と比較すると、グループ(i)に属する割合がやや少なく、また「市民」の方が非選挙政治への関与も大きいといえる。
- ・TPS取得者も、公的証明が一切ない者よりも生活が安定しているためであろうか、グループ(i)に属する者が大半を占めている。

以上より、「帰化」することによって「市民」となる予備軍的な存在の「永住権取得者」と「市民」(二重国籍者)とを比較すると、やや「市民」の方が両国の政治に関心を持っている者の割合が高いといえる。このことは、米国に「帰化」して二重国籍者になると本国政治への関心が減少してしまうのではないか、という一般的に抱かれている考え方への反証となりうるかもしれない。よって、Guarnizo et al. (2003) や Escobar の研究調査を通じて結論づけられた二重国籍の身分とその政治関与・政治意識との関係性と同様のことが、われわれのエルサルバドル系調査データについてもいえそうである。

ただし、ここで用いた2010年8月～9月にロサンゼルスで実施したエルサルバドル系のアンケート調査結果には次のような問題点と課題があげられる。

- (イ) 調査サンプル数が極端に少ないこと。
- (ロ) 両国選挙政治への関心の方に質問内容が限定され、行動による関与にまで踏み込んでいないこと。しかしながら、エルサルバドル本国政治に対し在外国民が関与するにはあまりに制度的制約がありすぎるという現状も考慮せねばならないであろう。

表5 本国政治・米国政治への関心度と米国での「非選挙政治」への参加度
(非市民の種別ごとのデータ)

グループ	本国政治への関心	米国政治への関心	抗議行動への参加経験	ボランティア活動への参加経験	非市民(78名)			市民(14名)
					永住権取得者(30名) (100%)	TPS取得者(15名) (100%)	公的証明書無(31名) (100%)	
(i)	○	○	○	○	4 (76.7%)	1 (80.0%)	2 (54.8%)	3 (78.6%)
	○	○	○	×	1 (76.7%)	3 (80.0%)	2 (54.8%)	2 (78.6%)
	○	○	×	○	8 (76.7%)	2 (80.0%)	4 (54.8%)	4 (78.6%)
	○	○	×	×	10 (6.7%)	6 (6.7%)	14 (6.7%)	2 (6.7%)
(ii)	○	×	○	○				
	○	×	○	×		1 (6.7%)	1 (6.7%)	
	○	×	×	○				1 (19.4%)
	○	×	×	×	2 (6.7%)		5 (3.2%)	
(iii)	×	○	○	○	1 (13.3%)			
	×	○	○	×				
	×	○	×	○	2 (13.3%)	1 (13.4%)		1 (21.4%)
	×	○	×	×	1 (3.3%)	1 (3.2%)	2 (22.6%)	2 (3.2%)
(iv)	×	×	○	○				
	×	×	○	×				
	×	×	×	○				
	×	×	×	×	1 (3.3%)		4 (22.6%)	

「政治への関心」の有無(○×)では、支持政党を尋ねた場合に「特に意見はありません」と答えた者のみを「無」(×)と見なした。抗議活動、ボランティア活動への参加経験は米国における経験を問うた。

TPSとは、「短期被保護資格」のことであるが、他の入国許可書のないエルサルバドル系にとって労働ビザの代わりとなるものである。「市民」は「帰化」によるもので、全員二重国籍者であった⁽⁴⁰⁾。

(ハ) 非選挙政治への関与・関心については、米国での法的身分その他の経済的事情などが影響していると考えられるので、その理由についても詳しく尋ねてみることが肝要であろう。

(二) 本国での選挙政治経験が米国での選挙政治姿勢・行動に影響を与えたり、

米国での非選挙政治経験が同選挙政治経験に影響する、あるいはその逆方向の影響が生じる関係があるかもしれないとも考えられるので、こうした関係性に焦点を当てることも重要であろう。

(ホ) さらに、最近研究対象にとりあげられつつある「非合法」移民の選挙政治への間接的関与の事例、「Get Out the Vote」(GOTV：投票促進) キャンペーン⁽⁴¹⁾についても、何らかの形で探りを入れる必要があろう。

今後の現地調査に向けて

筆者はこの研究テーマでの共同研究者である中川智彦とともに、エルサルバドル系の政治意識・政治行動について、米国市民（ほとんどが二重国籍者と考えられる）および非市民（永住権取得者、TPS 取得者、その他）の各分類に基づいたアンケート調査を 2012 年 2～3 月に再び実施する計画である。この実施計画を立てるにあたり、Guarnizo et al. (2003) の本国政治への関与度を選挙政治と非選挙政治の両面から見ようとした調査に際しての質問事項とその回答データ結果がかなり示唆的であったので、以下に取り上げたい。

コロンビア系、ドミニカ系、エルサルバドル系の 3 者を比較した場合、コロンビア系とドミニカ系は本国の選挙政治に関与する度合が高く、エルサルバドル系は非選挙政治への関与に重きを置いている度合が高いことがここから読みとれよう（表 6）。これは 1996 年秋から 1998 年冬に収集したデータ⁽⁴²⁾ であるが、すでに見たように、本国コロンビアでは法的に在外国民への選挙権の付与がかなり拡大されており、ドミニカでもこの時期、同様の措置が近々とられることが決定されていた。一方、エルサルバドルでは、2009 年大統領選挙でようやく同国史上初めて国外居住国民の投票を許可したという状況であり、この調査時期には在外国民の投票権など考慮されてもいなかった公算が高い。こうした本国での在外国民に対する法整備の状況がそれぞれの移民の本国政治への関心・関与の度合やその内容にまで影響を与えていた、ということが指摘できるのではないだろうか。

また、表 7 は表 6 のデータの回答者のプロフィールであるが、特に 3 者間で相違の大きい学歴、所得、居住地域、米国市民（＝二重国籍者）の比率が 3 者の政治行動の違いに何らかの影響を及ぼしていることも推測される。

とりあえず、筆者らが計画中の調査は 2012 年 2 月末から 3月初旬にかけて実

施予定であり、エルサルバドル系に焦点をしぼり、渡米理由、渡米時期と在米期間、市民権・居住資格の有無、学歴、家族構成、職業、世帯収入、持家の有無、仕送り額、米国と本国での支持政党、本国との繋がり等の社会経済的背景とともに、個人の本国や米国での選挙政治・非選挙政治への関心・関与の経験が現在の政治的関心・関与のありようにいかなる影響を及ぼしているのか、質問項目を前回の2010年9月の調査よりもさらに充実させ、目標回答者数も増やした形での実施とその回答データの綿密な分析を計画中である。もちろん、先にあげた（イ）～（ホ）の問題点や課題に対しても出来るだけ解決する形取り組むこととなる。

表6 トランサンショナルな政治行動 (Guarnizo et al. (2003) の調査結果より)

	定期的な関与				不定期な関与			
	コロンビア系	ドミニカ系	サルバドル系	全体	コロンビア系	ドミニカ系	サルバドル系	全体
選挙政治的活動								
①本国の政党に所属している	10.0%	12.6%	7.6%	9.9%	18.7%	22.8%	14.3%	18.3%
②本国の政党に送金している	2.3	10.8	5.6	7.2	5.1	15.8	9.8	11.5
③本国の選挙活動や集会に参加している	3.2	12.4	5.2	7.7	10.6	18.8	10.7	13.8
非選挙政治的活動								
④生まれ育った町の市民団体に所属している	7.1%	9.6%	19.3%	13.7%	18.0%	19.9%	37.5%	27.7%
⑤本国の地域社会プロジェクトに送金する	6.1	8.5	12.8	10.1	18.7	18.4	33.6	25.4
⑥本国で活躍する慈善団体に所属する	13.2	6.4	21.5	14.3	29.9	21.6	40.3	31.4

(出所) Luis Guarnizo, Alejandro Portes, and William Haller, "From Assimilation to Transnationalism: Determinants of Transnational Political Action among Contemporary Migrants," *American Journal of Sociology*, 108, 2003, p.1227, Table 3, より筆著作成。

表7 表6データの回答者のプロフィール（1996年夏～98年冬に収集）

	コロンビア系	ドミニカ系	サルバドル系	全体
サンプル数	311人	418	473	1,202
個人的特性				
性別（男性比率）	52.1%	41.8	63.3	53.2
平均年齢（歳）	43.3歳	42.1	39.6	41.1
既婚者比率	54.7%	55.4	51.8	53.6
高卒者比率	82.0%	49.3	50.9	54.9
月収				
\$2,000未満	57.1%	86.8	75.9	76.8
\$2,000-4,000	31.0%	9.3	14.4	15.2
\$4,000以上	11.9%	3.9	9.7	8.0
現住地				
ロサンゼルス地域 (中心部・郊外)			80.3	36.8
ニューヨーク市	100.0%	96.7		52.9
プロビデンス市 (ロードアイランド州)		3.3		1.3
ワシントンDC			19.7	9.0
移住の性格				
入国情の平均年齢	26.2歳	26.8	25.3	26.0
平均滞米年数	17.0年	15.2	14.3	15.1
米国市民の比率	43.6%	35.4	24.8	31.8

(出所) Guarnizo et.al.(2003), pp.1221, 1226 より筆者作成。

註

- (1) William A. Kandel, "The U.S. Foreign-Born Population: Trends and Selected Characteristics," Congressional Research Service, January 18, 2011, p.12; Jeffrey S. Passel, "Growing Share of Immigrants Choosing Naturalization," Pew Hispanic Center, March 28, 2007, i.
- (2) 米国における「帰化」資格要件は、以下の通りである。
 - ① たいていの場合、合法的な永住権を保持する者が合衆国市民になるためには以下の条件を満たしていかなければならない。
 - (i) 18歳以上であること。
 - (ii) 5年間継続して、アメリカ合衆国に在住していること。
 - (iii) 基本的な英語が話せ、書け、読み、理解できること。

- (iv) アメリカ合衆国の政治や歴史に関する知識があることを示す質問に答えること。
 - (v) これまでの成果に関する身元調査を受けること。
 - (vi) アメリカ合衆国憲法の原則に忠実であることを示すこと。
 - (vii) アメリカ合衆国への忠誠の誓いを立てる宣誓を行うこと。
- ② ただし、以上のうちの一部の条件は、次の集團には適用されない。
- (i) スポンサーとなる配偶者がまる3年間、米国市民であった場合、米国市民の配偶者は3年間の継続した米国での滞在の後、「帰化」できる。
 - (ii) 外国生まれの未成年者は、両親が「帰化」すれば、米国市民になることができる。
 - (iii) アメリカ合衆国市民によって養子とされた外国生まれの未成年者は、米国に到着した時点で市民権取得の適格者となる(Passel, ii)。
- 2006年の「帰化」申請料は320ドルで、加えて指紋採取料50ドルが必要であった(Francesca Mazzolari, "Dual Citizenship Rights: Do They Make More and Better Citizens?" IZA Discussion Paper, No. 3008, August, 2007, p.7)。
- (3) Passel, ii, p.27.
- (4) Passel, ii.
- (5) Michael Jones-Correa, "Under Two Flags: Dual Nationality in Latin America and Its Consequences for Naturalization in the United States," in David A. Martin and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals*, The Hague, London, New York: Kluwer Law International, 2003, p.2. 本論文でいう「二重国籍の法的容認」とは、国家憲法の規定の改正や二重国籍法制定などによる二重国籍の法的認定のことを指す。認定の仕方は国によって様々である。Stanley A. Renshonによれば、2000年の時点では、世界で何らかの形の二重国籍を容認する国は89カ国であったという。ただし、そのような「二重国籍の市民」に生じる特定の権利や義務は国によって様々である。ラテンアメリカ諸国17か国に限って言えば、あるヒスピニック系支援団体による調査に基づくと、1996年には何らかの形の二重国籍を容認する国はたったの7カ国（全体の41%）にすぎなかったのが、わずか4年後の2000年までには、14カ国（同84%）にまで増加していた。さらに、この年、ホンジュラスでは同様の措置をする法案が国会で審議中であった(Stanley A. Renshon, "Dual Citizens in America: An Issue of Vast Proportions and Broad Significance," Center for Immigration Studies, July, 2000, pp.3-4.)。
- (6) Jones-Correa, pp.2-4. 筆者は2010年8～9月にロサンゼルスでのエルサルバドル系の政治意識・政治行動に関する共同現地アンケート調査（サンプル数100余り）を中京学院大学経営学部准教授、中川智彦とともに行ったが、再び、2012年2～3月にさらに目標サンプル数を増やし、調査項目もさらに充実させてアンケート調査を行う予定である。
- (7) Jones-Correa, pp.3, 32.
- (8) Jones-Correa, p.3.
- (9) 二重国籍の承認に先駆けて1958年以来、コロンビア領事館を通じた、大統領選挙への国外からの投票権は認められていたが、これはその承認事項の再認と考えられる。また、ペルーにも早くからそうした措置があった。(Jones-Correa, p.16)
- (10) Jones-Correa, pp.4-5; Luis Eduardo Guarnizo, Arturo Ignacio Sanchez and Elizabeth M. Roach, "Mistrust, Fragmented Solidarity, and Transnational Migration: Colombians in New York City and Los Angeles," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 22, No. 2, March, 1999, p.382.
- (11) Guarnizo, Sanchez, and Roach, p.382; Cristina Escobar, "Dual Citizenship and Political Participation: Migrants in the Interplay of United States and Colombian Politics," in Suzanne Oboler (ed.), *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonging*, Palgrave Macmillan: NY, 2006, p.119.
- (12) Guarnizo, Sanchez, and Roach, p.382, p.392 n.8.
- (13) 1989年には、在米コロンビア系移民は年収の実に17%を本国送金していたという数字がある。比較として、他のラテン系移民の同年の数字を挙げると、ドミニカ系11%、エルサルバドル系10%、メキシコ系8%、グアテマラ系6%であった(Jones-Correa, p.13)。

- (14) Jones-Correa, pp.4-7.
- (15) Luis Eduardo Guarinzo and Luz Marina Diaz, "Transnational Migration: A View from Colombia," *Ethnic and Racial Studies*, Vol.22, No.2, March, 1999, p.398.
- (16) Guarinzo, Sanchez, and Roach, p.371.
- (17) Escobar, p.119.
- (18) Guarinzo, Sanchez, and Roach, p.371.
- (19) Escobar, p.119.
- (20) Guarinzo, Sanchez, and Roach, pp.371-372.
- (21) Guarinzo, Sanchez, and Roach, pp.374-375.
- (22) 明石紀雄・飯野正子『エスニック・アメリカ [第3版]』、有斐閣選書、2011年、p.368。
- (23) 明石・飯野、pp.368-369。
- (24) 安武秀岳「I - 4. 人種・エスニシティ問題 2. 民族（エスニック）集団」福田茂夫ほか編『アメリカ合衆国：戦後の社会・経済・政治・外交』ミネルヴァ書房、1991年、p.77。
- (25) 詳しい議論については、中川正紀「アメリカ合衆国におけるヒスパニック系住民—メキシカンをめぐる最近の米国社会情勢：カリフォルニア州を中心として」フェリス女学院大学国際交流学部編『異文化の交流と共生—グローバリゼーションの可能性』翰林書房、2004年12月、を参照。
- (26) Jones-Correa, pp.24-25.
- (27) Escobar, pp.137-138.
- (28) Escobar, p.138.
- (29) 詳しい議論については、中川、を参照。
- (30) Barry R. Chiswick, *The Economics of Immigration: Selected Papers of Barry R. Chiswick*, Edward Elgar Publishing, Inc., 2005, pp.281, 289-290. Armando Navarroは、「IRCAに反対するネイティビスト（排外主義者）たちは、1986年にIRCA反対のための政治闘争では敗北したが、カリフォルニア州の「イングリッシュ・オンリー」をめぐる戦いには勝利した。」と述べ、同じ年に起こった移民に対する親移民法と反移民法との間の何らかの関連性を示唆している(Armando Navarro, *The Immigration Crisis: Nativism, Armed Vigilantism, and the Rise of a Countervailing Movement*, AltaMira Press, 2009, p.113)。
- (31) Jones-Correa, p.25.
- (32) Jones-Correa, p.22.
- (33) Escobar, p.118; Jones-Correa, p.32.
- (34) Jones-Correa, p.36.
- (35) Escobar, p.118.
- (36) Escobar, p.119.
- (37) Jones-Correa, pp.10-21.
- (38) Escobar, pp.116-118.
- (39) Escobar, p.130. 1996年12月にメキシコはその国民に二重国籍に関わる諸権利を容認する内容の「国籍保持条項」を可決し、1998年3月に発効した。これは、米国市民にすでにになっているメキシコ生まれの者に2003年5月20日を期限として二重国籍を申請することを許可するものであった。(Mazzolari, p.9) 実際、1998年にメキシコ政府は米国永住権を保有するメキシコ生まれの在米住民550万人のうち、250万人がすでに「帰化」して米国市民となっている、と算出していた。残りの300万人は「帰化」米国民の子どももあり、かれらも二重国籍の有資格者になることになっていた。以上から、2003年までに二重国籍を再申請する資格のある在米メキシコ系住民は少なくとも550万人いたことになる。しかし、メキシコ大使館による非公式な推計では、2000年4月までの二重国籍申請者は2万5千人（申請率は0.5%未満）にすぎなかった。(Jones-Correa, p.30)
- 一方で、1996年夏、メキシコは在外国民への投票権の拡大を提案した(Mazzolari, p.9)。しかしながら、メキシコの連邦選挙研究所(IFE)の世論調査では、回答者の83%がメキシコ本国の大統領の選出に何らかの発言の機会を持ちたがってはいたもの

の、同じく大半の回答者が選挙登録や投票に出かけるために割く時間はほとんどないとも述べていた（Jones-Correa, pp.30-31）。

すでに見た在外国民への選挙権・被選挙権の拡大においてラテンアメリカ諸国の中でも先駆的なコロンビアからの出身者からいえることは、在外国民人口と選挙登録人口との差、および選挙登録人口と投票人口との差がかなり大きいことである。具体的な数字を挙げると、コロンビアの1998年上院議員選挙において1万人のコロンビア系移民が選挙登録をしていたにもかかわらず、実際に投票した人数の推計値は800人から1,800人であり、在米コロンビア系社会のごく一部にすぎなかった（Jones-Correa, p.31）。

以上から、在外国民への選挙権拡大が進んでも、在外国民の本国政治への関心は増すかもしれないが、選挙行動に代表される政治行動にまでつながるとは必ずしも言えないかもしれない。したがって、二重国籍者の政治意識・政治行動を見る場合、選挙政治への直接関与だけではなく、「非選挙」政治への関わりにまで目を向けることによってかれらの政治意識・行動の真の姿を捉える事ができるのではないかと考えられる。その意味でも、Guarnizo et. al. (2003) で扱われている政治への関与のあり方の各項目は実に妥当な視点から考案されたものといえよう。

- (40) TPSについて詳しく述べては、中川正紀・中川智彦「ロサンゼルス地域におけるエルサルバドル系住民の政治意識と政治行動—2010年9月の現地予備アンケート調査の結果に基づいて—」『フェリス女学院大学文学部紀要』第46号、2011年3月、p.195、を参照。また、表5の作成のために用いたアンケート調査データは、2010年8月31日から9月6日にかけて中京学院大学経営学部現准教授の中川智彦が、筆者との共同研究プロジェクトのための準備作業として行った「ロサンゼルス市及びその近郊を中心としたエルサルバドル系住民の政治意識予備調査」からのものである。このアンケート調査は、各研究者の渡航費・現地滞在費を除いて、中京学院大学経営学部学術研究助成費の支給を受けて実現した。また、現地在住のエルサルバドル系およびニカラグア系のブリスエラ夫妻からも同調査への貴重な協力を頂戴した。この場を借りて、中京学院大学の関係者の方々とブリスエラ夫妻に謝意を表したい。
- (41) 詳しくは、Monica W. Varsanvi, "‘GET OUT THE VOTE’ in Los Angeles: The Mobilization of Undocumented Migrants in Electoral Politics," in Oboler (ed.), *Latinos and Citizenship*, を参照。
- (42) Guarnizo et.al (2003) は、資料データとして、3つのエスニック・グループの起業家活動と集団的成長に焦点をあてた共同研究プロジェクト、the Comparative Immigrant Enterprise Project (CIEP) によるものを使用している。これは当初、ジョンズホプキンズ大学、カリフォルニア大学デイビス校、およびブラウン大学の共同事業であったが、2003年にはプリンストン大学移民・開発センターに本部が設置されていた。このプロジェクトには、1996年秋から98年冬に収集された定量・定性データが含まれている。同研究の第一段階は、米国の移民集住地域6か所（各グループに2か所ずつ割り当てる）および各出身国（日本を含む）の首都を含む2都市に居住する主要なインフォーマント353人を対象とした細部にわたるインタビューからなる。第二段階は、3グループのそれぞれの主要集住地域に相当する4都市の移民コミュニティの確率調査（probability survey）であった。表6・7は第二段階の調査結果を表したものである。（Guarnizo et.al, 2003, p.1221.）

（本稿の念校の時点で筆者らの2012年2月26日～3月4日のアンケート調査は終了しており、前回調査の2倍近くの205部（概算）の回答部数が得られていた。）